JAPAN AI サービス利用規約 オンラインプラン特約

JAPAN AI 株式会社（以下「JAPAN AI」という。）は、「JAPAN AI サービス利用規約」（2025 年 4 月 10 日改訂版（その後の変更を含む。）。以下「基本規約」という。）の特約として、「JAPAN AI サービス利用規約 オンラインプラン特約」（以下「本特約」という。）を定める。本特約は、基本規約の前文に定める諸規程として基本規約の一部を構成し、JAPAN AI が本特約への同意を求めるオンライン申込画面を通じて提供するプラン（以下「本プラン」という。）について、基本規約の定めを変更し、又は補充するものである。

第 1 条（目的及び適用関係）

1. 本特約は、本プラン及び本プランの利用のための利用登録に関し、JAPAN AI と利用者との間の権利義務関係を定めるものである。本プランの利用には、基本規約及び本特約が適用される。
2. 本特約の定めと基本規約の定めが抵触する場合、本特約の定めが優先して適用されるものとし、本特約に定めのない事項については、基本規約の定めによる。申込画面又はサービスページに表示され、利用者が同意した利用料金、契約期間、シート数、クレジットの数量、有効期限その他の取引条件は、本特約に優先する。ただし、当該取引条件は、第 4 条第 5 項、第 6 条第 3 項及び第 4 項、第 7 条第 1 項ただし書及び同条第 3 項、第 10 条その他利用者を保護する本特約の定めを、利用者に不利に変更するものではない。本項に定める優先関係は、本プラン契約の終了後も、当該契約に関する事項について適用される。
3. 本特約は、JAPAN AI と利用者との間の本プラン契約以外の本契約及び個別契約（Enterprise プランに係るものを含む。）には適用されず、当該契約の条件を変更しない。当該契約の利用者が本プランを別途申し込む場合、本特約は、当該本プランに係る本プラン契約に限り適用される。

第 2 条（用語の定義）

本特約において、次の用語は、次の意味を有する。本特約において定義されていない用語は、基本規約の定義に従う。

(1) 利用者：基本規約の前文及び第 2 条の定めにかかわらず、本プランの契約当事者である個人、法人その他の団体をいう。

(2) 本プラン契約：第 3 条第 1 項に基づき成立する、本プランの利用に関する JAPAN AI と利用者との間の契約をいう。

(3) 契約期間：本プラン契約の有効期間として申込画面に表示され、利用者が同意した期間をいい、基本規約に定める個別契約の有効期間に該当する。契約期間は、無料トライアルを経て有料プランに移行する場合は無料トライアルの終了時から、それ以外の場合は有料プランの申込みが完了した時から起算する。

(4) 課金周期：本プランにおける利用料金の請求の単位となる期間をいい、契約期間と同一とする。

(5) シート：本プランにおいて個別ユーザー 1 名が本件システム及び本件サービスを利用するための利用枠であって、利用料金の算定単位となるものをいう。なお、シートの数（以下「シート数」という。）は、基本規約に定める個別ユーザー数に相当する。

(6) 有料プラン及び Free プラン：本プランのうち、利用料金の支払を要するものを「有料プラン」といい、利用料金の支払を要しないもの（無料トライアルを除く。）を「Free プラン」という。

(7) 無料トライアル：JAPAN AI が提供する、有料プランを一定期間無料で利用することができる利用形態をいい、基本規約第 8 条第 6 項に定めるトライアルに該当する。

(8) クレジット：本件システム及び本件サービスの機能の利用に応じて消費される利用枠をいう。

(9) 有償クレジット：クレジットのうち、有料プランの利用料金の対価として付与されるもの及び追加購入により付与されるものをいい、無償で付与されるものを除く。

(10) AI モデル：本件システム及び本件サービスにおいて利用される人工知能モデルをいう。

(11) 提供事業者：AI モデルを JAPAN AI に提供する第三者をいう。

(12) サービスページ：料金ページその他 JAPAN AI のウェブサイト上で本プランの条件を表示するページをいう。

(13) 申込画面：前文に定めるオンライン申込画面その他本プランの申込み、プラン若しくはシート数の変更又はクレジットの追加購入のために JAPAN AI が表示する画面をいう。

(14) 契約管理画面：本件システム及び本件サービス内において、契約内容、次回更新日、請求額、解約期限及び解約の方法を表示し、解約の手続を行うための画面をいう。

(15) 解約：利用者が、本特約に基づき、有料プランの利用を将来に向かって終了させることをいう（第 6 条第 6 項に定める退会を除く。）。

(16) 解約期限：有料プランの契約期間の更新又は無料トライアル終了後の有料プランへの移行を停止するために解約の手続を完了すべき期限であって、申込画面及び契約管理画面に表示されるものをいう。

(17) 本データ：基本規約第 2 条の定めにかかわらず、利用者等が本件システム及び本件サービスにアップロード、入力又は送信するデータ（プロンプトを含む。）をいう。

(18) 消費者：個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう（消費者契約法第 2 条第 1 項）。

第３条（オンライン申込み及び利用者）

1. 利用希望者が基本規約及び本特約に同意のうえ本プランを申し込み、JAPAN AI が利用登録又は申込みの完了を画面上の表示又は電子メールにより通知した時点で、本プラン契約が成立するものとし、基本規約第４条及び第６条（第５項を除く。）に定める契約成立の手続は、適用しない。有料プランの申込み（無料トライアル終了後に有料プランへ移行するものを含む。）は、利用者が利用料金及び課金周期開始時期その他の条件を確認したうえで行うものとし、利用登録又は個別ユーザーとしての招待のみによっては、利用料金の支払義務は生じない。
2. 本プラン契約は、基本規約に定める本契約及び個別契約に該当するものとする。
3. 個人が本プランの契約当事者となる場合、当該個人は、18 歳以上でなければならない。法人その他の団体は、基本規約第６条第２項の定めにかかわらず、適法な契約締結権限を有する者を通じて本プランを申し込むことができる。
4. 利用者は、シート数の範囲内で個別ユーザーを招待し、管理することができる。当該個別ユーザーによる利用は、基本規約第 10 条及び第 18 条第１項第５号に定める第三者への利用許諾等の禁止の対象から除く。ただし、利用者等は、ID・パスワードを複数人で共同して利用してはならない。利用者は、個別ユーザーに基本規約及び本特約を遵守させるものとし、個別ユーザーによる本件システム及び本件サービスの利用について、自ら利用した場合と同様の責任を負う。

第４条（提供内容、利用料金及び決済）

1. 本プランの内容、利用料金（税込）、シート数、契約期間、支払方法、支払時期及び利用開始時期は、申込時に表示され、利用者が同意した条件による。これらの条件は、基本規約第９条及び第 12 条に定める取引条件とし、申込内容に含まれない導入支援、開発等は、本プランの提供対象外とする。JAPAN AI は、基本規約第 19 条第１項第１号の定めにかかわらず、申込時に利用者が同意した本プランの内容に従って本件システム及び本件サービスを提供する。
2. 利用料金の決済には、JAPAN AI が指定する決済サービスを利用するものとする。プラン、契約期間又はシート数の変更の条件（請求額及び適用時期を含む。）は、基本規約第 12 条第３項及び第４項の定めに代えて、変更を確定する前に申込画面に表示し、利用者の同意を得るものとする。利用者がシート数を削減した場合でも、JAPAN AI は、当該契約期間の利用料金を返金しない。ただし、第４条第５項、第６条又は法令に基づく返金については、この限りでない。
3. JAPAN AI は、提供事業者による AI モデルの提供停止、変更又は料金改定、安全性又は品質の確保その他合理的な運営上の必要がある場合、本件システム及び本件サービスで利用可能な AI モデル、提供事業者及び関連機能を追加、変更、代替、制限又は終了することができる。JAPAN AI は、特定の AI モデルの継続的な提供、同等の性能、出力若しくは互換性の維持、代替手段の提供又は一定期間前の通知を保証しない。JAPAN AI は、利用者に重大な影響を及ぼす変更については、原則として事前に周知し、事前の周知が困難な場合は事後速やかに周知する。

4. 前項は、利用料金、購入済みのクレジット及びデータ保護に関する条件を変更する権限を定めるものではなく、これらの条件の変更は、第 7 条第 3 項及び第 8 条の定めによる。利用者が消費者である場合、基本規約第 16 条第 1 項前段のうち、利用者が異議を申し立てない旨の定めは、適用しない。

5. 利用者が消費者である場合において、第 3 項の変更により本プランの主要な機能が著しく低下したときは、利用者は、当該変更の効力発生日又は当該変更の周知の日のいずれか遅い日から 30 日以内に限り、本プラン契約を即時解約することができる。この場合、JAPAN AI は、当該利用者に対し、未経過期間に係る利用料金及び未使用の有償クレジット（追加購入により付与されたものに限る。）に係る代金を返金する。なお、有料プランの利用料金の対価として付与された有償クレジットについては、未経過期間に係る利用料金の返金をもって精算する。

第 5 条（自動更新、無料トライアル及び Free プラン）

1. 有料プランは、基本規約第 21 条の定めに代えて、解約期限までに解約の手続が完了しない限り、契約期間の満了時に、同一の期間で自動的に更新され、その利用料金は、利用者が登録した決済手段に請求される。JAPAN AI は、次回更新日、請求額並びに解約期限及び解約の方法を、申込画面及び契約管理画面に表示する。基本規約第 21 条に定める有効期間満了の 3 カ月前までの終了の通知は、要しない。

2. 無料トライアルの対象者、期間、利用範囲及び終了後の取扱いは、申込時に表示する。無料トライアル終了後に有料プランへ自動的に移行する場合、JAPAN AI は、移行日、請求額、契約期間並びに解約期限及び解約の方法を申込画面に表示し、利用者の同意を得るものとする。利用者が解約期限までに解約の手続を完了した場合、JAPAN AI は、有料プランへの移行に係る利用料金を請求しない。

3. JAPAN AI は、Free プランの内容（利用可能な AI モデル、機能及びクレジットを含む。）を変更し、又は Free プランの提供を終了することができる。この場合において、利用者に重大な影響を及ぼす変更又は終了については、JAPAN AI は、事前に周知する。

第 6 条（解約及び返金）

1. 利用者は、本件システム及び本件サービス内において、いつでも解約の手続を行うことができる。解約は、原則として、解約の手続を行った時点の契約期間の満了時に効力を生じるものとし、利用者は、当該満了時まで本プランを利用することができる。次回の更新を停止するには、利用者は、解約期限までに、解約の手続を完了しなければならない。基本規約第 22 条第 6 項に定める有効期間中の解除の制限は、適用しない。また、利用者が消費者である場合、同条第 3 項に定める残期間分の利用料金の支払義務は、適用しない。

2. JAPAN AI は、申込時に表示した返金条件による場合、基本規約第 22 条第 4 項に基づく場合、法令に基づく場合又は JAPAN AI が個別に認める場合を除き、既に受領した利用料金を返金しない。

3. 前項の定めにかかわらず、利用者が消費者である場合において、JAPAN AI の都合（基本規約第 17 条第 2 項又は第 22 条第 4 項に基づく場合その他利用者の責めに帰すべき事由によらない場合をいう。）により本プラン契約又は本件システム及び本件サービスの提供を終了するときは、JAPAN AI は、未経過期間に係る利用料金を返金する。この場合において、利用者が有効な有償クレジットを利用できなくなるときは、JAPAN AI は、未使用の有償クレジット（追加購入により付与されたものに限る。）に係る代金も返金する。なお、有料プランの利用料金の対価として付与された有償クレジットについては、未経過期間に係る利用料金の返金をもって精算する。

4. 第 2 項の定めにかかわらず、利用者が消費者である場合において、JAPAN AI が基本規約第 18 条第 3 項又は第 22 条に基づき本プラン契約を解除したときは、JAPAN AI は、既に受領した利用料金のうち解除日以降の期間に対応する額から、当該解除により JAPAN AI に生じた平均的な損害の額を控除した残額を返金する。

5. 利用者が消費者である場合、基本規約第 18 条第 3 項又は第 22 条第 1 項に基づく催告を要しない解除は、(1)重大な違反又は是正することができない違反があった場合、(2)催告後相当の期間内に利用料金が支払われない場合、(3)重大な法令違反があった場合、又は(4)基本規約第 22 条第 1 項第 11 号に該当する場合に限り、することができる。この場合、基本規約第 7 条第 2 項並びに第 22 条第 2 項及び第 5 項は、適用しない。

6. 解約の効力が生じたとき、又は無料トライアルが終了した場合において有料プランへ移行しないときは、本プランは、Free プランに切り替わる。利用者は、JAPAN AI 所定の方法により利用登録を抹消すること（以下「退会」という。）により、本プラン契約を終了させることができる。ただし、有料プランの契約期間中に退会した場合であっても、JAPAN AI は、第 2 項から第 4 項までに定める場合を除き、既に受領した利用料金を返金しない。

第 7 条（クレジット及び契約条件の変更）

1. クレジットの種類、付与及び消費の方法、有効期限、繰越し並びに有料プラン終了後の取扱いは、申込み又は購入の前に確認できるサービスページに表示する。ただし、有償クレジットの有効期限は、付与日を含めて 6 カ月を超えないものとし、JAPAN AI は、当該有効期限を延長しない。利用者は、当該有効期限を超えて有償クレジットを繰り越すことはできない。JAPAN AI は、クレジットの追加購入に際し、購入を確定する前に、税込価格、数量、有効期限、利用条件及び返金条件を申込画面に表示する。

2. 前項及び第 4 条に基づき表示され、利用者が同意した条件は、本プラン契約の内容の一部を構成する。クレジットは、本件システム及び本件サービス内でのみ利用することができ、利用者は、クレ

ジットを譲渡、転売又は換金することはできない。ただし、第 4 条第 5 項、第 6 条又は法令に基づく返金については、この限りでない。

3. JAPAN AI は、サービスページの変更のみをもって、購入済みのクレジットの有効期限その他の取引条件を変更しない。JAPAN AI は、基本規約、本特約その他の契約条件を変更する場合、基本規約第 3 条第 1 項及び第 2 項に従い、変更の内容に応じた合理的な予告期間を設けて、変更の内容及び効力発生日を事前に周知する。利用料金の変更は、予告後の次回更新日以降に適用されるものとし、利用者は、当該次回更新日の前に解約することができる。利用者が消費者である場合、基本規約第 3 条第 3 項の定めにかかわらず、利用者が変更後に本件システム及び本件サービスの利用を継続したことのみをもって、利用者が変更に同意したものとはみなさない。

第 8 条（データの取扱い）

1. 本プランにおける本データ及び生成データの取扱いについては、基本規約第 9 条第 3 項、第 20 条第 1 項、第 25 条第 3 項並びに第 26 条第 1 項第 3 号及び第 9 項その他基本規約の定めにかかわらず、本項の定めによる。JAPAN AI は、本データ及び生成データを、本件システム及び本件サービスの提供、安全対策及び法令遵守の目的で取り扱う。

2. JAPAN AI は、本データ及び生成データを JAPAN AI の AI モデルの学習、市場分析、新規事業開発その他本件システム及び本件サービスの提供、安全対策及び法令遵守以外の目的で利用する場合、利用者の明示的な同意を得るものとする。当該同意は、利用者（利用者が法人その他の団体である場合は、利用者が指定する管理者）が行うものとし、利用者は、JAPAN AI 所定の方法により、将来に向かって当該同意を撤回することができる。利用者は、個別ユーザーに対し、当該同意の内容を周知するものとする。

3. 個人情報の取扱いについては、JAPAN AI のプライバシーポリシーの定めによる。JAPAN AI は、決済、AI モデルの提供等のために外国にある事業者を利用する場合、同ポリシー又は関連する画面においてその取扱いを説明し、法令上必要な情報の提供及び同意の取得を行う。JAPAN AI は、基本規約第 28 条の定めにかかわらず、個人である利用者の氏名、屋号、ロゴ等を自らの宣伝等に利用する場合、別途当該利用者の同意を得るものとする。

4. JAPAN AI は、本プラン契約の終了後、本データ、生成データその他のデータを、プライバシーポリシー及び JAPAN AI 所定の保存期間に従い保存し、又は削除する。ただし、JAPAN AI は、法令上又は正当な業務上必要な範囲で、当該データを保存することができる。基本規約第 25 条第 6 項及び第 26 条第 7 項は、適用しない。

第 9 条（違約罰及び禁止事項の調整並びに利用停止）

1. 利用者が消費者である場合、基本規約第 12 条第 2 項のうち違約罰に関する部分及び第 18 条第 2 項は、適用しない。ただし、本項は、JAPAN AI が実際の超過利用に係る利用料金及び法令又は契約に基づく損害賠償を請求することを妨げるものではない。

2. 利用者が消費者である場合、適法な批評、苦情の申出又は権利の行使は、基本規約第 18 条第 1 項第 6 号、第 10 号及び第 12 号に定める禁止事項に該当しないものとする。

3. JAPAN AI は、利用者等が基本規約第 18 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為又は次項に違反する行為を行った場合、当該行為の是正に必要な範囲で、事前に通知することなく、該当するデータの削除、本件システム及び本件サービスの全部又は一部の利用の停止その他必要な措置を講じることができる。この場合、JAPAN AI は、措置を講じた後速やかに、利用者に対し、その旨及び理由を通知する。

4. 利用者等は、本件システム及び本件サービスを利用して、児童の性的搾取に関するコンテンツ、違法行為を助長するコンテンツ、マルウェアその他の有害なプログラム、他人の権利を侵害するコンテンツその他サービスページにおいて JAPAN AI が定める禁止コンテンツを生成し、又は送信してはならない。

第 10 条（責任及び合意管轄）

1. 利用者が消費者である場合、基本規約第 6 条第 5 項後段、第 7 条第 2 項後段、第 14 条第 4 項、第 7 項及び第 9 項（同項については、JAPAN AI の責任に関する部分に限る。）、第 15 条第 3 項後段及び第 4 項、第 16 条第 1 項後段及び第 2 項、第 17 条第 3 項、第 19 条第 2 項並びに第 23 条第 2 項及び第 3 項は、適用しない。この場合、基本規約第 24 条は、JAPAN AI の責めに帰すべき事由による場合には適用しない。

2. 利用者が消費者である場合、JAPAN AI、その代表者又はその使用する者の軽過失（重大な過失を除く過失をいう。）による JAPAN AI の損害賠償責任は、直接かつ通常の損害に限り、損害賠償の事由が生じた時点から過去 6 カ月の期間内に利用者から現実に受領した本プランの利用料金（クレジットの追加購入の代金を除く。）の総額又は 1 万円のいずれか高い額を上限とする。

3. 前項の責任の制限は、JAPAN AI、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失による場合、生命又は身体を侵害した場合及び法令上制限することができない場合には適用せず、第 4 条第 5 項及び第 6 条に基づく返金並びに JAPAN AI の責めに帰すべき事由により消費され、又は利用できなくなった有償クレジットの再付与又はその代金の返金にも適用しない。

4. 利用者が消費者である場合、次の各号に定めるところによる。

   (1) JAPAN AI は、JAPAN AI の責めに帰すべき事由により生じた損害を、ID・パスワードの管理等に関する利用者の責任を定める規定のみを理由として、利用者に負担させない。

   (2) 基本規約第 10 条第 2 項及び第 23 条第 1 項に定める弁護士費用は、相当因果関係の範囲内のものに限り、利用者の負担とする。

   (3) 基本規約第 11 条第 4 項は、利用者の責めに帰すべき事由がない場合には適用しない。

   (4) 基本規約第 19 条第 1 項は、JAPAN AI の責めに帰すべき事由による債務不履行責任及び契約不適合責任を免除するものではない。

5. 利用者が消費者である場合、利用者との間の紛争については、基本規約第 34 条のうち専属的合意管轄に関する定めは適用せず、東京地方裁判所を第一審の付加的合意管轄裁判所とする。基本規約及び本特約は、消費者契約法その他の強行法規に基づく利用者の権利を制限するものではない。

6. 生成データには、AI モデルの性質上、事実と異なる内容、不完全な内容又は第三者の権利を侵害する内容が含まれる場合がある。利用者は、生成データの内容を自らの判断と責任において確認したうえで利用するものとし、JAPAN AI は、生成データの正確性、完全性及び特定の目的への適合性を保証しない。ただし、利用者が消費者である場合、本項は、JAPAN AI の責めに帰すべき事由による損害賠償責任を免除するものではない。

以上

「JAPAN AI サービス利用規約 オンラインプラン特約」

2026 年 10 月 23 日施行

JAPAN AI 株式会社